

【改訂7版】食品表示検定・初級 認定テキスト 訂正情報及び法令改正におけるテキスト該当部分

●今回お知らせするテキストの訂正箇所は以下の通りです。お詫びして訂正させていただきます。

訂正情報 発表日	対象と なる刷	頁	章	訂正箇所	訂正前	訂正後
2023年 2月28日	1刷～ 2刷	P148	4-2	上から4行目～	原材料名として「しいたけ(原 本)のように栽培方法も併記します。	原材料名として「しいたけ(原 木)のように栽培方法も併記します。

●今回お知らせする、法令改正に関連するテキストの該当部分は以下の通りです。

★2023年前期の試験は、2022年10月1日時点で施行されている法令に基づき出題されます。

情報 発表日	対象と なる刷	頁	章	関連する箇所	関連するテキストの記述(従来の法令に基づいた記述です。)	今回紹介する法令改正の内容
2023年 2月28日	全刷	P64	2-5	上から10行目～	また、有機JASの対象に酒類が含まれていないため、有機農産物を原材料とした酒類については国税庁が策定した「酒類における有機の表示基準」に準じて有機である旨の表示を行います。	有機酒類は、これまでJASの対象とされていませんでしたが、JAS法が改正され、2022年10月1日からは、酒類もJASの対象となりました。このため、酒類の製造にあたって有機加工食品のJASの認証を取得し、有機JASマークを貼付したうえで有機の表示ができるようになりました。この法改正に伴い、従来の酒類業組合法に基づく「酒類における有機の表示基準」は廃止されましたが、2025年9月までは経過措置期間が設けられています。

●以前お知らせした、法令改正に関連するテキストの該当部分は以下の通りです。

情報 発表日	対象と なる刷	頁	章	関連する箇所	関連するテキストの記述(従来の法令に基づいた記述です。)	今回紹介する法令改正の内容
2022年 8月1日	全刷	P92	3-3-3	下から7行目～	とうもろこし、なたね、ばれいしょ(じゃがいも)等があります。また、従来の大豆よりオレイン酸を多く含む大豆や、ステアリン酸を賛成する大豆等が開発されています。	2022年3月30日付で食品表示基準が改正され、遺伝子組換え対象農産物として新たに「からしな」が追加されました。からしなはなたねと同様に油脂の原料として使用されることから、遺伝子組換え表示が必要な加工食品としては33品目のまま変更はありません。また特定遺伝子組換え農産物として定義されていた「高オレイン酸遺伝子組換え大豆」が削除されました。これは、高オレイン酸遺伝子組換え大豆が、遺伝子組換え以外の方法により作出されたことに伴う変更です。(施行日:2022年3月30日)
		P93	3-3-3	下から13行目～	安全性が確認された8つの遺伝子組換え農産物とその加工食品について、・・・(中略) ①食品としての安全性が確認されている8農産物 大豆(枝豆、大豆もやしを含む。)、とうもろこし、ばれいしょ、なたね、綿実、アルファルファ、てん菜、パパイヤ ②この8農産物を主な原材料とするもので、加工工程後も・・・(中略) ③大豆、とうもろこしのうち、高オレイン酸遺伝子組換え大豆、ステアリン酸産生遺伝子組換え大豆、高リシン遺伝子組換えとうもろこし、及びこれを原材料として使用した加工食品(大豆油等)	

●以前お知らせした、法令改正に関連するテキストの該当部分(1ページ目より続く)

情報発表日	対象となる刷	頁	章	関連する箇所	関連するテキストの記述(従来の法令に基づいた記述です。)	今回紹介する法令改正の内容
2022年8月1日	全刷	P45	2-2-1	上から4行目～	生しいたけには「名称」「原産地」のほかに「栽培方法」を表示します。栽培方法には、「原木栽培」と「菌床栽培」の2種類があります。	2022年3月30日付で通知「食品表示基準Q&A」が改正され、しいたけの原産地については、原木又は菌床培地に種菌を植え付けた場所(植菌地)を原産地とすることとなりました。また、このしいたけの原産地表示の考え方の変更に伴い、しいたけ加工食品(原材料に占める重量割合が最も高い原材料がしいたけである加工食品)の原料原産地表示の考え方も変更となります。(運用開始:2022年3月30日)
2022年3月28日	全刷	P63	2-5	上から9行目～	現在、制定されている有機食品のJASには「有機農産物」「有機畜産物」及び「有機加工食品(有機農産物又は有機畜産物を原料又は材料として製造し、又は加工した飲食料品)」があり、それぞれ生産方法の基準を定めています。	2021年12月7日付で新たに「有機藻類」の規格が制定されました。これは、植物プランクトンを含む藻類について有機と表示を行うための規格で、水環境の維持増進を図るため、養殖場においては、使用禁止資材の使用を避けることを基本として、生産に由来する環境への負荷をできる限り低減した管理方法によって生産すること等と定められています。有機藻類のJASに適合した商品には有機JASマークを付すことができます。なお、藻類については有機の考え方で生産されたことを民間の認証基準等に基づいて表示することも可能です。
		P64	2-5	上から1行目～	しかし、有機食品であることを表示して販売する場合は、有機JASにのっとった表示をした上で、有機JASマークを付すことが必要です。	
		P64	2-5	上から7行目～	一方、水産物とその加工品については有機JASがありませんので、有機JASマークを使用することはできませんが、有機の考え方で生産されたことを民間の認証基準等に基づいて表示することは可能です。	

●以前にお知らせした訂正箇所は以下の通りです。お手数ですがこちらも合わせて訂正をお願いいたします。

訂正情報発表日	対象となる刷	頁	章	訂正箇所	訂正前	訂正後
2022年8月1日	1刷	P79	3-3-1	複合原材料の原材料表示を省略するケースの右上の吹き出し・後半	ただし、重量順位が3位以下で複合原材料に占める割合が5%以下の原材料を・・	ただし、重量順位が3位以下で複合原材料に占める割合が5%未満の原材料を・・
		P102	3-4	上から2行目	表示する必要性が低いものとして、食品表示基準で定められた一括名の定義・・・	表示する必要性が低いものとして、 通知 「食品表示基準 について 」で定められた一括名の定義・・・
		P163	4-7	〈牛乳の表示例〉の上から2行目「商品名」欄	〇〇高原牛乳	〇〇高原牛乳 ※種別名称の「牛乳」と同じように、10.5ポイント以上の太字で表示します。
		P163	4-7	〈乳飲料の表示例〉の上から2行目「商品名」欄	ミルクコーヒー	ミルクコーヒー ※種別名称の「乳飲料」は14ポイント、商品名は10.5ポイント以上の太字で表示します。
2022年3月28日	1刷	P147	4-2	切り干し大根の表示例最下段	製造者 :〇〇商事 株式会社 東京都〇〇区〇〇〇-〇-〇	販売者 :〇〇商事 株式会社 東京都〇〇区〇〇〇-〇-〇
		P172	4-8	下から9行目	カップ入り以外のは、内容重量(グラム又はキログラム)、個数等を、単位を明記して表示します。	カップ入り以外のは、 体積 、内容重量(グラム又はキログラム)、個数等を、単位を明記して表示します。
		P175	4-10	アジの開きの表示例枠外下部	賞味期限 :〇〇.〇〇.〇〇	消費期限 :〇〇.〇〇.〇〇